

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 次の記述は、無線局の免許の有効期間について述べたものである。電波法（第13条及び第14条）の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許状には、免許の有効期間を記載しなければならない。
- 2 義務船舶局及び義務航空機局の免許の有効期間は、無期限とする。
- 3 免許の有効期間は、免許の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- 4 903メガヘルツから905メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が5ワット以下である無線局であつて、適合表示無線設備のみを使用するものの免許の有効期間は、10年とする。

A - 2 次の記述は、申請による指定事項の変更について、電波法（第19条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は予備免許を受けた者が□Aの指定の変更を申請した場合において、□B特に必要があると認めるとときは、その指定を変更することができる。

- | A | B |
|--------------------------------------|-------------|
| 1 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間 | 混信の除去その他 |
| 2 識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間 | 電波の規整その他公益上 |
| 3 無線局の目的、通信の相手方、通信事項、無線設備又は無線設備の設置場所 | 混信の除去その他 |
| 4 無線局の目的、通信の相手方、通信事項、無線設備又は無線設備の設置場所 | 電波の規整その他公益上 |

A - 3 次に掲げる無線設備の機器のうち、遭難自動通報設備の機器はどれか。電波法施行規則（第28条）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶航空機間双方向無線電話
- 2 捜索救助用レーダートランスポンダ
- 3 双方向無線電話
- 4 船舶自動識別装置の機器
- 5 船上通信設備

A - 4 次の記述は、船舶局無線従事者証明の要件について、電波法（第48条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

- 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める□Aを有し、かつ、次の(1)又は(2)に該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局及び義務航空機局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の操作又はその監督に関する□Bの課程を修了したとき。
 - (2) 総務大臣が(1)の□Bの課程と同等の内容を有するものであると認定した□Bの課程を修了しており、その修了した日から□Cを経過していないとき。

- | A | B | C |
|-------------|----|----|
| 1 無線従事者の資格 | 訓練 | 5年 |
| 2 無線従事者の資格 | 講習 | 3年 |
| 3 無線通信業務の経験 | 訓練 | 3年 |
| 4 無線通信業務の経験 | 講習 | 5年 |

A - 5 次の記述は、無線従事者の免許証について述べたものである。無線従事者規則（第49条から第51条まで）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者（特殊無線技士及びアマチュア無線技士を除く。）は、氏名に変更を生じたときは、申請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。
- 2 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- 3 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- 4 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

A - 6 次の記述は、混信等の防止について、電波法（第56条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、□A 又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、□B については、この限りでない。

A	B
1 気象業務	無線機器の試験又は調整をするために行う通信
2 気象業務	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
3 他の無線局	無線機器の試験又は調整をするために行う通信
4 他の無線局	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

A - 7 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、電波法（第69条）の規定によりどうしなければならないか、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 他の通信に優先して、これに応じなければならない。
- 2 支障のない限り、これに応じなければならない。
- 3 安全通信に次ぐ優先順位をもって、この通信を取り扱わなければならない。
- 4 現に通信を行っている場合は、その通信を中止して、この通信を取り扱わなければならない。

A - 8 次の記述は、義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。）の無線設備の機能試験について、無線局運用規則（第5条及び第8条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中□A、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

電波法第35条（義務船舶局等の無線設備の条件）第1号の予備設備を備えている義務船舶局等においては、□B、総務大臣が別に告示する方法により、その機能を確かめておかなければならない。

デジタル選択呼出専用受信機を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□A、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

インマルサット高機能グループ呼出受信機（電波法施行規則第28条（義務船舶局の無線設備の機器）第6項に規定するインマルサット船舶地球局の無線設備を含む。）を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中□A、当該受信機の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。

からまでの義務船舶局等においては、からまでの規定により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を□Cしなければならない。

A	B	C
1 毎週1回以上	毎月1回以上	免許人に報告
2 毎週1回以上	毎月2回以上	船舶の責任者に通知
3 毎日1回以上	毎月1回以上	船舶の責任者に通知
4 毎日1回以上	毎月2回以上	免許人に報告

A - 9 次の記述は、船舶局が無線電話により呼出し及び応答を行う場合の方法について、無線局運用規則（第18条、第20条、第23条及び第58条の11）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

呼出しは、順次送信する次に掲げる事項（「呼出事項」という。）によって行うものとする。

(1) 相手局の呼出名称 A

(2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出名称 B

応答は、順次送信する次に掲げる事項（以下「応答事項」という。）によって行うものとする。

(1) 相手局の呼出名称 C

(2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出名称 D

の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「E」を送信するものとする。ただし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「E」の代わりに「お待ちください」及び分で表す概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が10分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

A	B	C	D	E
1 3回以下	1回	3回以下	1回	了解しました
2 3回以下	3回以下	3回以下	3回以下	どうぞ
3 2回以下	1回	2回以下	1回	どうぞ
4 2回以下	2回以下	2回以下	2回以下	了解しました

A - 10 次の記述は、遭難通信について、電波法（第66条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、A、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にあるBに対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は第52条第1号（遭難通信の意義についての規定のことをいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのあるCを直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 他の一切の無線通信に優先して	無線局	電波の発射
2 他の一切の無線通信に優先して	海上保安庁その他の救助機関	無線機器の試験又は調整
3 現に通信を行っている場合を除き	無線局	無線機器の試験又は調整
4 現に通信を行っている場合を除き	海上保安庁その他の救助機関	電波の発射

A - 11 次の記述は、遭難船舶の船体を放棄するときによるべき措置について、無線局運用規則（第74条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶に開設する無線局は、その船舶が遭難した場合において、その船体を放棄しようとするときは、事情の許す限り、その送信設備をA電波をB状態に置かなければならない。

A	B
1 一定の間隔を置いて	少なくとも24時間発射する
2 一定の間隔を置いて	発射する
3 繼続して	少なくとも24時間発射する
4 繼続して	発射する

A - 12 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における遭難通報に対する応答について、無線局運用規則（第82条）の規定に沿つて述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

海岸局又は船舶局は、遭難通報を受信した場合において、これに応答するときは、次の事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| (1)「 A 」又は「遭難」 | 1回 |
| (2)遭難通報を送信した無線局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |
| (3)こちらは | 1回 |
| (4)自局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |
| (5)「了解」又は「OK」 | 1回 |
| (6)「 A 」又は「遭難」 | 1回 |
- により応答した船舶局は、**B**の指示を受け、できる限り速やかに、次の事項を順次送信しなければならない。
- | |
|---|
| (1)自局の名称 |
| (2)自局の位置（原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの C で示す距離によって表すことができる。） |
| (3)遭難している船舶又は航空機に向かって進航する速度及びこれに到着するまでに要する概略の時間 |
| (4)その他救助に必要な事項 |
- 及び の事項を送信しようとするときは、遭難している船舶又は航空機の救助について自局よりも一層便利な位置にある他の無線局の送信を妨げないことを確かめなければならない。

A	B	C
1 パン パン	その船舶の責任者	磁方位及びキロメートル
2 パン パン	遭難通信責任者	真方位及び海里
3 メーデー	その船舶の責任者	真方位及び海里
4 メーデー	遭難通信責任者	磁方位及びキロメートル

A - 13 次の記述は、定期検査について、電波法（第73条）の規定に沿つて述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、総務省令で定める時期ごとに、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件、船舶局無線従事者証明及び遭難通信責任者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに**A**（以下「無線設備等」という。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。

の検査は、当該無線局についてその検査を の総務省令で定める時期に行う必要ないと認める場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合においては、 の規定にかかわらず、**B** ことができる。

の検査は、当該無線局の免許人から、 の規定により総務大臣が通知した期日の1箇月前までに、当該無線局の無線設備等について、第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（「登録点検事業者」又は「登録外国点検事業者」のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、 の規定にかかわらず、その **C** を省略することができる。

A	B	C
1 時計及び書類	その時期を延期し、又は省略する	一部
2 時計及び書類	その検査を省略する	全部
3 計器及び予備品	その時期を延期し、又は省略する	全部
4 計器及び予備品	その検査を省略する	一部

A - 14 次の記述は、有害な混信について、国際電気通信連合憲章（第45条）の規定に沿つて述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従つて無線通信業務を行う事業体の **A** に有害な混信を生じさせないように **B** しなければならない。

A	B
1 無線通信又は無線業務	留意
2 無線通信又は無線業務	設置し及び運用
3 無線業務	留意
4 無線業務	設置し及び運用

A - 15 次の記述は、無線業務日誌に記載する時刻について、電波法施行規則（第40条）の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

無線業務日誌に記載する時刻は、次に掲げる区別によるものとする。

- (1) 船舶局、航空機局、船舶地球局、航空機地球局又は国際通信を行う航空局においては、□A（国際航海に従事しない船舶の船舶局若しくは船舶地球局又は国際航空に従事しない航空機の航空機局若しくは航空機地球局であつて、□Aによることが不便であるものにおいては、□Bによるものとし、その旨表示すること。）
(2) (1)以外の無線局においては、□B

A	B
1 中央標準時	協定世界時
2 中央標準時	協定世界時又は中央標準時
3 協定世界時	中央標準時
4 協定世界時	協定世界時又は中央標準時

B - 1 次に掲げる用語の定義のうち、電波法（第2条）の規定に照らし、正しいものを1、誤っているものを2として回答せよ。

- ア 「電波」とは、300万ギガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
イ 「無線電信」とは、電波を利用して、モールス符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
ウ 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
エ 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電気的設備をいう。
オ 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

B - 2 次の記述のうち、無線通信の原則として無線局運用規則（第10条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に行わなければならない。
イ 必要のない無線通信は、これを行つてはならない。
ウ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
エ 無線通信を行うときは、略語又は略符号以外の業務用語を使用してはならない。
オ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

B - 3 次の記述は、遭難通報等を受信した船舶局のとるべき措置について、無線局運用規則（第81条の7）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で□アを行わなければならない。
船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、□イの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の□ウに通知しなければならない。
船舶局は、□の規定により□アを行つた場合であつて、その□アにおいて、遭難通報を受信し、かつ、遭難している□エが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。ただし、当該遭難通報が海岸局が行う第78条（他の無線局の遭難警報の中継の送信等）第9項の呼出しに引き続いて受信したものであるときは、受信した船舶局の船舶の□ウがその船舶が救助を行うことができる位置にあることを確かめ、当該船舶局に指示した場合でなければ、これに応答してはならない。
船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、□オしなければならない。

- 1 海上保安庁その他の救助機関に通報
2 遭難通報を送信
3 船舶又は航空機を救助できること
4 聽守
5 責任者
6 方位の測定
7 捜索救助用レーダートランスポンダ
8 所有者
9 デジタル選択呼出装置
10 船舶又は航空機が自局の付近にあること

B - 4 次の記述は、無線局の免許の取消しについて、電波法（第76条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き □ア 以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の □イ 若しくは第17条（変更等の許可）の許可を受け、又は第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) 免許人が、電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したことにより3箇月以内の期間を定めて □ウ を命じられ、若しくは第27条の18（登録）第1項の登録の全部若しくは一部の効力を停止され、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限された場合において、その命令又は制限に従わないとき。
- (4) 免許人が、□エ に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から □オ を経過しない者に該当するに至ったとき。

1 刑法	2 電波法又は放送法	3 6箇月	4 検査
5 無線局の運用の停止	6 2年	7 電波の発射の停止	8 3年
9 1年	10 免許		

B - 5 次の記述は、免許状について述べたものである。電波法（第14条、第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- イ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- ウ 総務大臣は、無線局の予備免許を与えたときは、免許状を交付する。
- エ 免許状は、船舶局にあっては通信室内の見やすい箇所に掲げておかなければならぬ。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- オ 免許人は、免許状を破損し、汚し、失った等のために免許状の再交付を申請し、免許状の交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を廃棄しなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを廃棄することができない場合は、この限りでない。